

虐待防止のためのＳＮＳ相談事業実施要領

1 目的

児童相談所が受ける子どもや家庭に関する相談は、「児童相談所相談専用ダイヤル」や「児童虐待対応ダイヤル（189）」など電話を中心となっているが、コミュニケーションツールとしてのＳＮＳの普及を踏まえ、厚生労働省において「虐待防止のためのＳＮＳを活用した全国一元的な相談の受付体制の構築」が進められている。

国が構築した「相談支援システム」（以下「相談システム」という。）によって一元的に受け付けられた相談は、各自治体に転送されるため、その相談に適切に対応できる体制を整備することで、児童虐待の未然防止や早期発見につなげることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、徳島県（以下「県」という。）とし、ＳＮＳ相談に対する対応業務については外部委託を行う。

3 事業内容

令和5年2月1日から運用開始された「相談支援システム」を活用し、一元的に受け付けられ、各自治体に転送されるＳＮＳ相談に対する対応業務。

4 対象者

原則として、徳島県内に居住する子ども及び保護者等とする。

5 事業の報告

ＳＮＳ相談に対する対応業務の受託者（以下「受託事業者」という。）は、毎月の実施状況について、県に対して報告書を提出するものとする。

6 その他

事業実施にあたっては、「相談支援システム」等に関する国の動向を注視しつつ、県及び受託事業者が、十分な連携を図るものとし、疑義が生じた場合は、県と受託事業者が協議の上、処理するものとする。

附 則

本要領は、令和4年7月1日から適用する。

附 則

本要領は、令和5年2月1日から適用する。